

シンガポール法律コラム

第6回 シンガポールと日本の LGBT の権利について

2024年2月

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール法・日本法・アメリカ NY 州法弁護士

栗田 哲郎

みなさん、こんにちは、One Asia Lawyers Group (Focus Law Asia LLC) です。今回はシンガポールにおける LGBT (Lesbian・Gay・Bisexual・Transgender) の権利について、日本と比較しながらご紹介いたします。

近年、世界では多様性のある社会を求める声が急速に広がっています。日本やシンガポールもその例外ではなく、最近、LGBT の権利や同性婚に関するニュースを目にする機会も多くなってきたかと存じます。



日本では同性婚自体は法律で認められていませんが、パートナーシップ制度を認めている自治体も徐々に増加しています。例えば、東京都は、2021年に「東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワーク」を結成しました。パートナーシップ制度とは、戸籍上の性が同じカップルなどが法的に婚姻関係を認められた人と同等のサービスを受けられるようにする制度です。

また、大阪市でも、「大阪市 LGBT リーディングカンパニー認証制度」を導入し、LGBT の方々が直面している課題の解消に向けた取組を積極的に推進する事業者等を認証する仕組みを作っています。さらに 2021年には札幌地裁によって、同性婚を認めないことは憲法違反であるとした判断がなされており、LGBT の権利に対する理解は徐々に進みつつある状況です。

シンガポールにおいては、そもそも同性婚は法律上認められておらず、2022年の法改正まで男性間の性交渉も法律上、明確に禁止されていました (Panel Code 377A)。さらに、2021年にはシンガポール教育省の前で LGBT の権利を訴えるデモ参加者 3 名が逮捕された事案がありました。また、シンガポールでは LGBT 関連のニュースやテレビ番組の放送も制限され、「同性愛を促進すると見られるコンテンツ」も放映が禁止されているのが原則です。

他方、保守的なシンガポールにおいても、LGBT の権利を求める声が増えつつあると言われており、コンサルティング会社 Ipsos の調査では、シンガポール国民のうち「同性カップルは同性婚もしくはそれに準ずる法的承認を得られるべきだ」と回答した人は全体の 55 パーセントとされており、特に若い世代の間ではこの結果を支持する声が大きくなっているとの報告もあります。

実際、LGBT の権利を訴える「ピンクドット」によるシンガポールにおけるイベントは毎年数万人を集めるなど、その注目度の高さが伺えます。ピンクドットはシンガポールで 2009 年から始まった LGBT のコミュニティの支援を目的とする団体で、国内外に向けて多様性を認める社会

の必要性を訴えています。

このような動きを受けてシンガポールの法制度も変容しつつあり、2022年には前述の通り男性間性交渉を禁止する法律の廃止案が可決されています。また、同時に憲法も改正され、「結婚の定義は国会が決定する」という内容に改められ、結婚、同性婚、LGBTの権利などは、国民の意見を踏まえて国会で決定することとされています。

今回はシンガポールにおけるLGBTの現状をご紹介します。LGBTは多様性のある社会を上げる上で、絶対に避けては通れない問題ですが、各国の文化・慣習・思想などを影響を色濃く受けるため、容易には決着がつかない問題と言えるでしょう。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Groupは、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著 者 >



栗田 哲郎

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール (FPE) ・日本・USA/NY州法弁護士

日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般 (M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等) のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。

tetsuo.kurita@oneasia.legal

+65 8183 5114

※本稿は、シンガポールの週刊 SingaLife (シンガライフ) において掲載中の「シンガポール法律コラム」のために著者が執筆した記事を、ニュースレターの形式にまとめたものとなります。